

根室市教育委員会規則第 9 号

根室市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和 7 年 3 月 1 9 日
根室市教育委員会規則第 9 号

根室市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

根室市図書館条例施行規則（平成 6 年根室市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の 1 条を加える。

（個人番号カードの利用）

第11条の 2 前条の規定により利用者カードの交付を受けた者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。次項において同じ。）を利用者カードとして利用することができる。

2 前項に規定により個人番号カードを利用者カードとして利用するための手続に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。